

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	第 9 回日越治安当局次官級協議の 開催結果について	令 和 7 年 5 月 2 2 日 長 官 官 房
------------------------	-------------------------------	------------------------------

1 経緯

平成25年1月の日越首脳会談において開催に合意。同年11月の第1回協議（於：ハノイ）以降、平成30年まで毎年両国において交互に開催。

その後、新型コロナウイルスの世界的な流行により中断するも、令和5年3月の第7回協議（於：ハノイ）より再開。

日・ベトナム両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題等について意見交換等を実施。

2 日程及び開催場所

令和7年5月13日（火）ベトナム社会主義共和国ハノイ市

3 出席者（代表）

日 本 側：太刀川警察庁次長

ベトナム側：トゥン公安副大臣

4 協議結果等

(1) 協議の議題

- ・ 警察業務におけるA I等の先端技術の活用
- ・ 来日ベトナム人犯罪対策や知的財産侵害対策等における連携の強化

(2) 協議結果

- ・ 日越の治安当局間において、高いレベルで協力を推進する枠組みの重要性が再確認され、本協議を継続的に開催することで認識が一致。
- ・ A I等の先端技術の活用事例を共有するなど、警察業務の高度化・効率化に向けた取組について意見交換を実施。
- ・ 来日ベトナム人犯罪や国境を越える組織的詐欺等の取締りのため、日越双方の実務者間での情報交換を一層進めるなど、連携を強化することで一致。また、ベトナム側から、来日ベトナム人犯罪の抑止は同国政府の優先課題である旨の説明があり、必要な施策の推進に向けた強い意欲が示された。
- ・ ベトナム発のマンガ海賊版サイト撲滅に向けた対策の重要性について認識を共有し、連携して取り組むことで一致。

5 次回の開催

第10回協議は、東京において開催予定。

公安委員会 説明資料No. 2	匿名・流動型犯罪グループ対策 に係る体制の強化について	令和7年5月22日 刑事局長 官 官 房
1 匿名・流動型犯罪グループ対策に係る体制の現状 ○ 警察庁においては長官官房審議官（調整担当）及び長官官房参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策担当）を、都道府県警察においては組織犯罪対策等を担当する参事官級の職員を総合対策の司令塔とし、部門横断的な対策を推進。 ○ 主な資金獲得活動である特殊詐欺等に係る捜査共助依頼を受理する体制として、全都道府県警察に特殊詐欺連合捜査班（T A I T）を設置 【運用状況（令和6年4月から令和7年3月末）】 ・捜査共助依頼件数 4,875件 ・被疑者の検挙に至った事件数・検挙人員 437事件、441人 - 検挙被疑者の主な役割 受け子158人、出し子125人、回収役37人 2 匿名・流動型犯罪グループ対策の課題 ○ T A I Tによって全国的な捜査共同は図られるようになったが、首謀者、指示役等の中枢被疑者の検挙のためには更なる対策の強化が必要 ○ 匿名・流動型犯罪グループの首謀者・指示役等の中枢被疑者の割出し、ターゲットの選定のため、警察の各部局にまたがる情報の更なる集約・分析の強化が必要 3 匿名・流動型犯罪グループ対策の強化のための体制整備 ○ 全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象（取締りターゲット）への捜査を戦略的・集中的に行うため、全国警察から捜査員を集めて新たに専従体制を構築 ○ 警視庁において今秋設置予定の匿名・流動型犯罪グループ対策本部（併せて刑事部と組織犯罪対策部を統合予定）に上記取締りターゲットに係る専従体制を置き、戦略的・集中的な取締りを推進（必要に応じて、警察法第61条の3第1項の規定による警察庁長官の態勢の指示を行う） ○ 長官官房企画課に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」（仮称）を設置し、同グループに係る部門横断的な情報の集約・分析を強化するとともに、対策の総合調整を担うことで、警察庁の司令塔機能を更に強化		

公 安 委 員 会	「サイバー対処能力強化法案及び	令和7年5月22日
説明資料No. 3	同整備法案」の成立について	サイバー警察局長 官 官 房

1 法案の成立

サイバー対処能力強化法案及び同整備法案については、本年3月18日から衆議院で審議が開始され、同年4月8日に衆議院、同年5月16日に参議院でそれぞれ可決され、成立した。

なお、サイバー対処能力強化法案については、同年4月4日の衆議院内閣委員会において6会派（※）による修正案が提出されていたところ、同修正案を含めて可決された。

また、サイバー対処能力強化法案及び同整備法案に対して、衆議院及び参議院において、それぞれ附帯決議が付された。

※ 自民党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、
国民民主党・無所属クラブ、公明党及び有志の会

2 今後の予定

令和8年秋頃まで 改正警察官職務執行法の施行

※ 施行までに、コンピュータの管理者に対する事後通知の具体的な方法を国家公安委員会規則で定める予定。